

## 事前評価調書

I 事業概要																													
事業名	農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）																												
地区名	しかむら 四ヶ村地区																												
事業箇所	ししつぼうちようとおしま あま市七宝町遠島																												
事業のあらまし	<p>本地域はあま市の中央部に位置し、都市近郊の低平地で水田を中心としたゼロメートル地帯である。この地域は、高度経済成長期の地下水の過剰汲み上げにより地盤沈下が発生し、昭和60年頃まで急速に進行したが、現在は地下水摂取規制等により鎮静化している。</p> <p>本地区の排水路は、地盤沈下対策として整備されたが、隣接する家屋や拡幅された道路の影響による水路壁の変状が進行していることから、構造体の耐力が限界に達しつつあるため、排水路護岸が倒壊した場合、周辺の農用地や人家等に湛水被害を与える恐れが生じている。</p> <p>このため、本事業により排水路を改修することで排水機能を維持し、湛水被害を防止することにより、農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全確保を図る。</p>																												
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>排水施設の改修を行い、排水機能を維持することで、湛水被害を未然に防止し、農業経営の安定と地域住民の暮らしの安全確保を図る。</p> <p>（基準雨量：341mm/3日、1/20年確率雨量）</p>																												
事業費	事業費		内訳																										
	2.4億円		■工事費 2.0億円、■用補費 0.1億円、■その他 0.3億円																										
事業期間	採択予定年度	平成31年度	着工予定年度	平成32年度	完成予定年度	平成33年度																							
事業内容	排水路 0.3km																												
II 評価																													
①事業の必要性	1) 必要性	排水路を現地調査した結果、隣接する家屋や拡幅された道路の影響による水路壁の変状が進行していることから、構造体の耐力が限界に達しつつあることから、水路本体の倒壊により排水が阻害され、周辺の農地や民家等に湛水被害を及ぼす恐れが生じている。																											
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>地区内の排水を担う基幹的な排水路であり、施設を速やかに更新し、排水能力を維持する必要がある。</p>																										
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H31</th> <th>H32</th> <th>H33</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事 ・排水路工</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="3">2.4</td> </tr> </tbody> </table>							H31	H32	H33	工種 区分	調査・設計	←→			用地補償		←→		工事 ・排水路工		←→		事業費(億円)		2.4		
			H31	H32	H33																								
	工種 区分	調査・設計	←→																										
用地補償			←→																										
工事 ・排水路工			←→																										
事業費(億円)		2.4																											
2) 地元の合意形成	地元からの申請事業であり、事前に地元関係者への説明などを行っており、概ね合意が得られている。																												
判定	A	<p>A：事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B：事業計画の実効性が期待できない。</p>																											

	<p><b>【理由】</b> 円滑に事業が実施できる環境が整っており、計画の実行性が確保されている。</p>
<b>Ⅲ 対応方針</b>	
事業実施が妥当である。	<p>事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。</p>
<b>Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容</b>	
<p>■対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/>対象外  <b>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</b>          —  <b>【主な評価内容】</b>          本事業は想定規模と同等の降雨がなければその効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合にその効果を検証する。</p>	